

平成25年7月19日

株式会社 山陰合同銀行

「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」および 「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』 予約定期預金」の取扱について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朝）では、平成25年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品として「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」を平成25年12月に取扱開始する予定です。

これに先立ち、平成25年7月22日（月）より、「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』予約定期預金」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

本予約定期預金は、「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」を利用して教育資金を贈与されるご予約のお客さまを対象とした金利上乘せ定期預金で、お客さまの大切な資産を大切なお孫さま等へ贈与されるまでの間、しっかり運用していただくことを目的としています。

「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」は本非課税措置のための専用預金口座で、贈与を受けられる方のご名義で普通預金口座を開設していただく予定です。

山陰合同銀行は、今後もお客さまのご要望に即した魅力ある商品をお届けいたします。

記

<予約定期預金商品概要>

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」 予約定期預金 |
| 取扱期間 | 平成25年7月22日(月)～平成26年3月31日(月) |
| 対象となるお客さま | 平成27年12月30日までに贈与を予定し、「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』 予約票」をご記入いただける個人のお客さま |
| お預入れ金額 | 100万円以上(1円単位) 1,500万円×受贈者(孫等)人数が上限金額 |
| お預入れ期間 | 6ヶ月 ※自動継続型はお取扱できません。 |
| 適用利率 | 店頭表示金利+年0.25% ※上乘せ金利の適用は預入日から満期日の前日までです。満期日以降は当行の普通預金利率を適用します。 ※お受取利息には、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が課されます。 |
| 定期預金の種類 | スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金 |
| 取扱店舗 | 全店(代理店を含む) ※ATM、インターネット預入は対象外です |
| 満期時の取扱 | 解約の手続きにより、「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」へご入金いただきます。 |
| 中途解約 | 原則不可。やむをえず、中途解約される場合は当行所定の中途解約利率を適用します。ただし、「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」へご入金される場合は、当初の約定利率を適用いたします。 |
| その他 | 1. 本予約定期預金は贈与する方のご名義となります。 2. 「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」は贈与を受けられる方のご名義となります。お預入れ前に、贈与および「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」の口座開設について贈与を受けられる方に同意をいただけてください。お孫さま等が未成年の場合、親権者の方にお手続きいただきます。 |

以上